

	手続き	請求期間	印鑑	印鑑証明	住民票	戸籍謄本 (相続人)	除籍謄本 (被相続人)	死亡診断書 (死体検察書)	死亡者の 年金手帳	保険証書	その他	備考
国民年金 (市町村役場)	遺族基礎年金	5年以内	○		○ 世帯全員の 写し	○	○	○	○		住民票の除票 (死亡者)が必要	「遺族基礎年金裁定請求書」に記入
	寡婦年金 (第1号被保険者)	5年以内	○		○ 世帯全員の 写し	○	○		○			「寡婦年金裁定請求書」に記入
	死亡一時金 (第1号被保険者)	2年以内	○		○ 世帯全員の 写し	○	○		○		振込金融機関 名と口座番号	「死亡一時金裁定請求書」に記入
厚生年金 (社会保険事務所)	遺族厚生年金	5年以内	○		○ 世帯全員の 写し	○	○	○	○			「遺族厚生年金裁定請求書」に記入
共済年金 (故人の勤務先)	遺族共済年金	5年以内	○		○ 世帯全員の 写し	○	○	○				「遺族共済年金裁定請求書」に記入

*各種年金を受給していた場合には死亡届(失権届)の手続き(死亡後14日以内に印鑑と年金証書)が必要です。

*年金停止手続きをしないと死亡後も年金が振り込まれ、後日過払いとして返納しなければならなくなるのでご注意ください。

国民健康保険 (市町村役場)	葬祭費	2年以内	○							○	葬儀の領収書、会葬礼状 申請人の銀行 口座	「葬祭費支給申請書」に 記入
	*住民票の世帯主変更後、世帯主の変更をした新しい国民健康保険証の交付を受けてください(死亡後14日以内)。 *後期高齢者医療保険も同様の手続きが必要です(死亡後14日以内)。											
健康保険 (故人の勤務先)	埋葬料(費)	2年以内	○					○ 又は火葬 許可証の 写し		○		「埋葬料(費)請求書」に 記入
	家族埋葬料(費)	2年以内	○					○ 又は火葬 許可証の 写し		○		「家族埋葬料請求書」に 記入
労災保険 (故人の勤務先)	葬祭料	2年以内	○		○	○	○	○			貸金台帳その 他各種の添付 書類が必要	「葬祭料請求書」に記入
	遺族補償年金	5年以内	○		○	○	○	○				「遺族補償年金(一時金 支給)請求書」に記入
共済組合 (故人の勤務先)	葬祭料	2年以内	○					○			共済組合によ り必要書類が 異なる場合が あります。	「葬祭料請求書」に記入
生命保険 (保険会社)	保険金	3年以内	○	○ 受取人		○ 受取人	○ 被保険者	○		○	最終の保険領 収書	「死亡保険金請求書」、 「入院証明書」など
簡易保険 (郵便局)	保険金	5年以内	○			○	○	○		○	最終の保険領 収書	「死亡保険金請求書」、 「入院証明書」など
雇用保険 (ハローワーク)	未支給基本手当	1ヵ月以内	○		○ 世帯全員の 写し	○		○			受給資格者証 承認申告書	「未支給失業給付請求 書」に記入
	*失業給付の受給資格者が、死亡時に支給されるべき失業給付で、まだ支給されていないものがある場合には、一定の範囲の遺族が支給を請求できます。											

	手続き	請求期間	印鑑	印鑑証明	住民票	戸籍謄本 (相続人)	除籍謄本 (被相続人)	死亡診断書 (死体検察書)	死亡者の 年金手帳	保険証書	その他	備考	
銀行預金 郵便貯金	名義変更 払い戻し	速やかに	○	○ 相続人 全員		○	○				相続人全員の 同意書、遺産 分割協議書、 通帳	提出書類は1ヵ所につき 各一通 *「郵便貯金名義書換請 求書」	
(口座のある各支店・支局)	*金融機関が死亡の事実を知った時は相続手続き完了まで支払いが停止されます。												
不動産 (法務局)	名義変更	速やかに	○	○ 相続人 全員	○ 相続人 全員	○	○				所有権移転(保存)登記申請書、固定資 産評価額証明書、登記簿謄本、権利 書、遺産分割協議書など個々のケース に応じた書類		
自動車 (陸運局)	名義変更	速 み や か に	○	○		○	○				移転登録申請書、自動車検査証、自動 車検査証記入申請書、遺産分割協議 書、自動車損害賠償責任保険証明書な ど個々のケースに応じた書類		
株券(株式) 社債・国債	名義変更		○	○ 相続人 全員		○	○				名義書換請求 書、株券、遺産 分割協議書	契約時の印鑑	
電話 (最寄のNTTなど)	名義変更		○			○	○					電話加入権承 継届	
電気・ガス・水道 (最寄の各営業所)	名義変更		○									各お客様番号	
借地・借家 (地主・家主など)	名義変更		○										必要であれば契約書の うり借主名義のみ変更

*故人の確定申告(申告期限は4ヵ月以内)や医療費控除の手続き(医療控除による税金の還付手続き)、
相続税の申告(申告期限10ヵ月以内)などの税務手続きもあります。

・相続税の申告が遅れた場合、無申告加算税がかけられることがあるので期限には注意が必要です。

*その他、ゴルフ会員権・特許・商号・商標・意匠権など名義変更や相続の手続きなどが必要なものもあります。

*遺産分割協議書の作成などは弁護士など専門家に相談したり、手続きを代行してもらおうと良いでしょう。

・家や車、預貯金の名義変更、個人事業の名義変更、確定申告、相続税などの相談→税理士・行政書士

・遺族年金等各種給付金関係→社会保険労務士

・不動産の名義変更→司法書士

・相続問題→弁護士

・税金関係→税理士

・土地・家屋の鑑定評価・境界問題→土地家屋調査士・不動産鑑定士

*運転免許証・クレジットカードなどの返却などの手続き。

・運転免許証→警察(公安委員会)へ返却

・故人が高齢者であった場合、市区町村からの老人優待バス、公共施設や交通機関(バスなど)の無料

カード、優待カードなどを発行している場合は、その発行元へ返却

・クレジットカード→カード発行元へ脱会手続き・カードの返却、未払い金の清算など

・デパート、スーパー等の会員カード→カード発行元へ脱会手続き、カードの返却など

・調理師免許→発行元へ返却

・パスポートは希望すれば各都道府県の旅券事務所(パスポートセンター)で使用できないように処理を

したのち、記念として返してもらえます。